

老人福祉施設等整備費補助金交付要綱

(目的)

第1 老人福祉の向上を図るため、市町村、社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社及び医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置する農業協同組合連合会が行う、老人福祉施設等の施設整備（中核市及び中核市の区域内で実施するものを除く。）に要する経費に対し、予算の範囲内で岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別養護老人ホーム 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム（定員30人以上の施設に限る。）をいう。
- (2) 養護老人ホーム 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム（定員30人以上の施設に限る。）をいう。
- (3) 老人短期入所施設 老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設のうち特別養護老人ホーム及び養護老人ホームに併設されるものをいう。
- (4) 軽費老人ホーム 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム（定員30人以上の施設であり介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入所者生活介護の指定を受ける施設に限る。）をいう。
- (5) 介護老人保健施設 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設（定員30人以上の施設に限る。）をいう。
- (6) 介護医療院 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院（定員30人以上の施設に限る。）をいう。
- (7) 訪問看護ステーション 介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護の指定を受ける事業所のうち病院及び診療所を除くものをいう。
- (8) 老人福祉施設等 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院及び訪問看護ステーションをいう。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する施設整備は、別表第1のとおりとする。

2 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表第2のとおりとする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助金に影響のない事業費の変更で、かつ、総事業費の20パーセント以内の増減
- (2) 施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更

(申請の取下げ期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(財産の処分に係る制限の期間)

第6 規則第19条第1項に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和

40 年大蔵省令第 15 号) のとおりとする。

(提出書類及び提出期日)

第 7 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第 3 のとおりとする。

(事業の遂行の状況に係る報告等)

第 8 補助事業者は、補助事業に着手したとき、着手した日から 10 日以内に工事着手報告書(様式第 9 号)により、知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた後、毎年度 12 月末日現在における補助事業の遂行の状況を翌年 1 月 10 日までに、工事進捗状況報告書(様式第 10 号)により知事に報告しなければならない。

3 補助事業者は、補助金の交付の決定を受ける前に補助事業に着手しようとするときは、あらかじめ交付決定前着手協議書(様式第 11 号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(立入検査等)

第 9 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者(市町村を除く。)に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(書類の整備等)

第 10 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間(当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分制限期間が 5 年を超える場合にあっては当該処分の制限期間)これを保存しなければならない。

(前金払)

第 11 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、老人福祉施設等整備費補助金前金払請求書(様式第 12 号)に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第 12 補助事業者は、規則第 4 条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕

入りに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったとき（仕入控除税額が 0 円の場合も含む。）は、速やかに（遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日まで）消費税等仕入控除税額報告書（様式第 13 号）により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

（その他）

第 13 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

別表第1（第3関係）

1 施設整備とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の定員を増加するための整備を行うこと。
改築	既存施設の定員を増加させずに改築（一部改築含む。）を行うこと。

2 補助対象施設ごとの整備区分は、次のとおりとする。

対象施設	整備区分
ア 特別養護老人ホーム （ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）	創設、増築、改築
イ アに併設する老人短期入所施設 （ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）	創設、増築、改築
ウ 養護老人ホーム	創設、増築、改築
エ ウに併設する老人短期入所施設	創設、増築、改築
オ 軽費老人ホーム （ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）	創設
カ 介護老人保健施設 （ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）	創設、改築
キ 介護医療院 （ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）	創設、改築
ク 訪問看護ステーション	創設 ※

※ 空き家を活用した整備を含む。

別表第2（第3関係）

1 算定基準

- (1) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、次の表の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄附金収入額を除く。）及び移行時特別積立金を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額を選定する。
- (2) (1)と次の表の第2欄に定める方法により算出した基準額とを比較して、いずれか少ない額を補助基準額とし、当該補助基準額の範囲内で交付額を決定する。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 区分	2 補助額	3 対象経費
施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・養護老人ホーム ・老人短期入所施設 ・軽費老人ホーム <p>次項の表の第1欄に定める施設の種類ごとに、同表の第2欄に定める配分基礎額に同表の第3欄に定める単位の数を乗じて得た額に、第3項の表に定める調整率を乗じて得た額を基準額とする。</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備するものであって、岩手県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第4項に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・訪問看護ステーション <p>次項の表の第1欄に定める施設の種類ごとに、同表の第2欄に定める配分基礎額に同表の第3欄に定める単位の数を乗じて得た額を基準額とする。</p>	

2 配分基礎額

1 施設の種類	2 配分基礎額	3 単位
特別養護老人ホーム	3,675 千円	定員数
養護老人ホーム	3,675 千円	定員数
老人短期入所施設	1,837 千円	定員数
軽費老人ホーム	3,675 千円	定員数
介護老人保健施設	45,937 千円	施設数
介護医療院	45,937 千円	施設数
訪問看護ステーション	4,000 千円	施設数

3 調整率

施設種別	整備区分		
	創設	増築	改築
ア 特別養護老人ホーム	1.00	1.00	1.20
イ アに併設する老人短期入所施設	1.00	1.00	1.00
ウ 養護老人ホーム	1.10	1.10	1.25
エ ウに併設する老人短期入所施設	1.10	1.10	1.10

4 次の各号に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収及び整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (4) その他施設整備費として適当と認められない費用

別表第3（第7関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条の 規定による書 類	1 老人福祉施設等整備費補 助金交付申請書	第1号	1部	別に定める日
	2 施設整備申請額内訳	第2号	1部	
	3 事業計画書	第3号	1部	
	4 その他知事が必要と認め る書類			
規則第6条第 1項第1号、 第2号及び第 3号の規定に より承認を受 ける場合の書 類	1 老人福祉施設等整備事業 変更（中止、廃止）承認申請 書	第4号	1部	当該事業の変更（中 止、廃止）を行う日 の14日前まで
	2 施設整備申請額内訳	第2号	1部	
	3 事業計画書	第3号	1部	
	4 その他知事が必要と認め る書類			
規則第13条 第1項の規定 による書類	1 老人福祉施設等整備費補 助金請求書	第5号	1部	当該事業を完了し た日（規則第6条第 1項第3号に規定 する事業の中止又 は廃止の承認を受 けた場合には、当該 承認の通知を受理 した日）から20日 以内又は補助金の 交付の決定を受け た年度の3月31日 のいずれか早い日
	2 老人福祉施設等整備費補 助金事業実績報告書	第6号	1部	
	3 施設整備精算額内訳	第7号	1部	
	4 事業実績報告書	第8号	1部	
	5 その他知事が必要と認め る書類			